



鳥取県公報

平成15年10月7日(火)
第7525号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (601) (障害福祉課)	1
	大規模小売店舗の新設の届出 (2件) (602・603) (経済交流課)	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (604) (〃)	5
	公共測量の実施 (605) (管理課)	6
	土地収用法による土地の立入り (606) (〃)	6
公 告	平成15年度前期技能検定の合格者 (労働雇用課)	7
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (行政経営推進課)	12
	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	13
	落札者の決定 (2件) (出納課)	15

告 示

鳥取県告示第601号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則 (平成6年鳥取県規則第17号) 第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	中曾 奈美	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
〃	〃	藤谷 敦子	倉吉市瀬崎町2714 - 1 医療法人十字会野島病院
〃	〃	船越 泰作	倉吉市上井302 - 1 医療法人清和会垣田病院
〃	〃	佐古 博垣	米子市加茂町2 - 215 佐古眼科医院
耳 鼻 咽 喉 科	聴覚障害、平衡機能障害及び音声・ 言語・そしゃく機能障害	立川 拓也	境港市湊町156 立川耳鼻咽喉科診療所

〃	〃	片岡 英幸	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
内 科	呼吸器機能障害	矢島 浩樹	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
〃	心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害及び肢体不自由	宮下 勝政	鳥取市西品治806 大森生協診療所
内 科 リハビリテーション科	心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害及び小腸機能障害	吉田 勝彦	西伯郡岸本町大原972 - 1 医療法人社団昌平会大山リハビリテーション病院
〃	肢体不自由	足立 茂	〃
リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害及び肢体不自由	吉田 一成	米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立皆生小児療育センター
泌 尿 器 科	腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害	柳 宏司	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
小 児 科	心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及び肢体不自由	杉浦千登勢	米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立皆生小児療育センター
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	西江 浩	西伯郡西伯町大字倭397 西伯町国民健康保険西伯病院
外 科 消 化 器 科	〃	宇奈手一司	倉吉市瀬崎町2714 - 1 医療法人十字会野島病院
〃	小腸機能障害	山本 敏雄	〃
神 経 内 科	肢体不自由	下田 学	〃
脳 神 経 外 科	〃	田辺 路晴	米子市西町 6 医療法人育生会高島病院
整 形 外 科	〃	賀川 武	米子市車尾 4 - 17 - 1 国立米子病院

鳥取県告示第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S - m a r t 吉成店
鳥取市吉成799 - 1

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表

者の氏名

株式会社シバタ 代表取締役社長 芝田一郎
鳥取市湖山町北三丁目303

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年5月16日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,528㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 81台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 48台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 43.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 38.4㎡

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時50分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

7 届出年月日

平成15年9月12日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成15年10月7日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取県商工農林水産部商工振興課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議

所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト倉吉店

倉吉市山根590 - 3、591、592、593 - 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

有限会社いとう電器本店 代表取締役 伊東和昭

倉吉市上井町二丁目9 - 5

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年5月12日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,590㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 51台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 8台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 42.25㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 20㎡

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時30分から午後8時まで

7 届出年月日

平成15年9月12日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成15年10月7日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市巖城町2

鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市東町435 - 1

倉吉市産業部商工観光課

11 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

境港ショッピングスクエア パティオ

境港市元町1825

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 境港やよいデパート

変更後 境港ショッピングスクエア パティオ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人あつては代表者の氏名

変更前

株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社シューズ・ウチムラ 米子市中島二丁目2 - 50 代表取締役 内村正己

有限会社モリワキ 米子市東福原五丁目3 - 41 代表取締役 森脇賢太郎

株式会社ナガタ 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 長田孝道

有限会社グルメ食品 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 山下幸福

有限会社京屋呉服店 米子市角盤町三丁目5 代表取締役 安岡菊枝

株式会社やよい 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村正己

変更後

株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社シューズ・ウチムラ 米子市中島二丁目2 - 50 代表取締役 内村正己

有限会社京屋呉服店 米子市角盤町三丁目5 代表取締役 安岡菊枝

株式会社やよい 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村正己

東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町6 - 28 代表取締役 岡野正則

3 変更年月日

平成15年9月9日

4 届出年月日

平成15年9月18日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成15年10月7日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

8 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（米子市公共下水道平面図作成業務）

2 作業期間 平成15年9月22日から平成16年3月15日まで

3 作業地域 米子市西福原、車尾及び長砂 ほか

鳥取県告示第606号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 黒坂 21から70までのルート変更に伴う調査

3 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町津地字峠谷西平、字田代、字田代ノ上工、字奥メウガ谷、字山ノ神ノ下夕、字メウガ谷尻、字メウガ谷及び字峠谷東平並びに舟場字釜山並びに溝口町二部字北谷ノ二、字北谷ノ三、字北谷ノ四、字堂ノ谷ノ二、字堂ノ谷ノ三、字福園ノ二、字福園ノ一、字奥福園、字福園ノ三、字福園ノ四、字福園ノ五、字福園ノ六、字代ノ宮、字ホフガ谷、字川向、字上犬嶋、字柿ノコ塔、字土居ノ谷、字清水塔、字上向河原、字下向河原、字町裏、字梅ヶ坪、字長政馬場、字宮ノ下、字上五反田屋敷、字下五反田屋敷、字西中屋敷、字下小谷、字上三小谷、字小谷奥、字鶴ヶ谷野山、字竜頭岩、字竜頭岩ノ一、字蜂谷尻、字蜂谷、字上蜂谷、字下築ヶ谷、字上築ヶ谷、字野田ヶ峠下モソネノ一、字野田ヶ峠下モソネノ二、字野田ヶ峠下モソネノ三、字野田ヶ峠上平ノ一、字野田ヶ峠上平ノ二、字野田ヶ峠上平ノ三、字野田ヶ峠上平ノ四、字蛇谷ノ一、字蛇谷ノ二、字上長ウネノ一、字上長ウネノ二、字杉ノ子山、字本谷山、字本谷原、字築ヶ谷、字三ツ岩、字中原、字熊ノ谷上工、字熊ノ谷、字山屋谷、字竜頭岩ソネ畑、字古寺生松城、字天神ノ平ル、字奥寺、字大小奥寺、字熊ノ谷尻、字大鉄穴、字舟谷尻平鉄穴、字舟熊谷、字熊ノ谷奥、字熊ノ谷野山、字船谷山、字大船谷、字舟谷、字小舟谷、字結橋尻、字結橋谷、字結橋奥、字結橋山、字茗荷谷、字茗荷谷山、字梅ノ木谷、字梅ノ木、字小カド、字城坂、字畦高、字シラガ畑、字小モン、字権現谷ノ一、字権現谷ノ二、字権現谷ノ三、字権現谷、字上ミ土居、字東上屋敷、字宮ノ鼻、字露ナシノ一、字伊勢地、字露ナシ、字矢代原、字河端、字平畑、字露ナシノ二、字露ナシノ三、字平畑ノ一、字矢代原上へ、字羽田、字砂田、字杉ノ谷、字荒神谷ノ一、字荒神谷ノ二、字岩屋谷、字皿谷、字水谷尻、字三軒屋、字三軒屋ノ下モ、字三軒屋ノ前、字原場、字水谷、字水谷野山、字水谷山、字庄田野山、字庄田ノ三、字庄田ノ二、字庄田ノ一、字ゼクウ、字莊田、字莊田ノ四、字田代尻、字田代鍛冶屋敷、字田代熊ノ谷尻、字田代釜床、字田代山、字間地山、字峠、字古峠ヨリ下、字下トギ岩尻、字小屋ノ谷、字一里松ノ下モ、字小鳥木谷、字峠山釜床、字植松、字奥間地屋敷、字釜原、字釜原屋敷、字越峠一、字越峠二、字坂田ノ上工、字山ノ神、字奥間地上工、字奥間地、字坂田、字御崎谷、字間地ヨス隅及び字越峠ノ五地内

4 立ち入ろうとする期間

平成15年10月1日から同年12月31日まで

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により実施した平成15年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 1級技能検定合格者

造園

造園工事作業

西垣 伸一 木下 雅弘 杉本 政樹 吉田 哲史 田淵 昌昭 神田 裕久
中原 孝司 大森 正浩 荒 伸一 味村 広臣 須崎 浩 徳田 泉
竹内 昇 加藤 利樹 福島 裕司 河上 昌司

金属プレス加工

金属プレス作業

前田 直人 宮脇 英一 頼田 崇史

建築板金

内外装板金作業

富士原 豊 三嶋 新二 足立 好弘 中川 忠雄 池内 茂 中嶋 保夫

ダクト板金作業

川口 均 安田 芳文

建設機械整備

建設機械整備作業

田中 秀典

布はく縫製

ワイシャツ製造作業

仲田 正宏

建具製作

木製建具手加工作業

瀬田 拓也

木製建具機械加工作業

多林 一心

プラスチック成形

射出成形作業

森 英彦 井尻 弘明

石材施工

石張り作業

亀山 智 山本 秀人

とび

とび作業

山根 晃人 勢川喜美雄 田中 明彦 小川 圭次 澤田 晴稔 道田 明

左官

左官作業

片山 博幸 前場 一明 本田 明裕 稲田 博 石谷 健二 前平 和弘

タイル張り

タイル張り作業

黒田 明人

防水施工

ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

真野 智彦 山根ゆきお 小原 大幸

シーリング防水工事作業

田村 奉夫 中野 義貴 岡田 春寿 白井 勝也 永見 宏伸 原田 秀夫

FRP防水工事作業

牧田 正直 大城 徹 足立 匠 稲田 峰人 末吉 進 澤田 勉

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

長澤 秀俊 野津 安男

鋼製下地工事作業

宇田川建雄 山根 宗 平山 健市

サッシ施工

ビル用サッシ施工作業

小谷 宏文 吉田 賢二 福田 浩 居川 高行 居川 義隆

機械・プラント製図

機械製図手書き作業

牧田 浩司

表装

壁装作業

松田 修治 大森 尚嗣 宮脇 潔 角 清和 下田 和弘 水島 和文

塗装

建築塗装作業

横山 龍大 吉田 政義 山根 勝則 金涌 賢二 岩本 和隆

噴霧塗装作業

林 充昭 原田 英貴 小野 勝美

フラワー装飾

フラワー装飾作業

岸田 泰孝

2 2級技能検定合格者

造園

造園工事作業

安藤 大二 寺谷 英樹 井田 武 井上 卓也 新穂 雄次 津村 浩二

福本 裕士 小林 郁典 川口 敏雪 田中 秀志 浜田総一郎 岩本 敏幸

進木 隆一 飛川 高輝 常盤 稔 谷本 英之 原 康貴 中西 幹夫

香田 勇 松永千恵子 荒田 聡 桑名 之正 渡部 豪 竹内 幸二

二岡 裕也 西村 好男 館野 勝治 松田 幸治 石黒 秀臣 谷口 利男

梶田 優 福井 誠 盛山 一男

機械加工

平面研削盤作業

上岡 丈士 梶尾由貴枝

数値制御旋盤作業

佐伯 大輔

数値制御フライス盤作業

岩山 勉

マシニングセンタ作業

小原 英大

放電加工

数値制御彫り放電加工作業

田上 稔

ワイヤ放電加工作業

桑本 豊 徳井 直明 福田 信夫 山根 博之

鉄工

構造物鉄工作業

勝田 嘉行

建築板金

内外装板金作業

梶川 孝夫 吉田 孝通 松本 秀樹 植田 英貴 田所 稔 河崎 友宏

裕口 健治 住尾 喜輝

めっき

電気めっき作業

斉尾 和彦 桑本 雄治 西垣 裕二 村上 裕司 谷本 純一 田中 栄一

中谷 竜也 谷口 徹

機械保全

機械系保全作業

小河 俊秀

産業車両整備

産業車両整備作業

角田 清

建設機械整備

建設機械整備作業

猪口 学

布はく縫製

ワイシャツ製造作業

高塚 晴世 西井恵里子 青戸万理子 松永 一成 松本 千恵 長谷川洋子

建具製作

木製建具手加工作業

松本 和之

プラスチック成形

射出成形作業

佐々木直美 吉田 誠 福安 和人 東 孝寛 中川 和夫 長井 昌裕

石材施工

石張り作業

田中 正志 石井 達也

石積み作業

上田 隆司 姫田 真人

建築大工

大工工事作業

鈴木 光平

とび

とび作業

鍋屋 邦一 忠田 昌美 山本 俊徳

左官

左官作業

三上 英之 福岡 誠

防水施工

シーリング防水工事作業

稲村 賢司 久保 智寛 高力 誠一 村尾 明

内装仕上げ施工

鋼製下地工事作業

井上 英之

熱絶縁施工

保温保冷工事作業

米村 草美

表装

壁装作業

奥谷 真二 山本 昌廣 岸下 昌樹 米田 昌浩

塗装

建築塗装作業

宮崎 諭 谷口 知延 奥村 俊 門脇 孝 瀧本 公紀 岸本 博幸

白根 茂徳 森本 良雄

噴霧塗装作業

石破 光春 中嶋 満 西浦 義孝

フラワー装飾

フラワー装飾作業

谷口 直子 中島 鈴香 吉田 妙子 小椋由紀枝 中井 幸恵

3 3級技能検定合格者

園芸装飾

室内園芸装飾作業

岩見佳代子 植垣 愛美 河村 日菜 公納 夢子 高田あゆみ 田中 美菜

谷口眞奈美 浜田 雄一 原田 勇貴 日笠 奈緒 村上 明子 村上 淳子

安田 瞳 山根 易子

造園

造園工事作業

奥村早百合 小林 昇 近藤 豊 佐藤歩有子 民野 真弓 西村 哲史

福田 千紘 溝口 麻衣 宮脇 百代 森井加奈子 山崎三起子 山根 仁美

山根 美代 山根由加里 山部 啓太 山本 達也 井手口啓二 下田 洋明

山本翔太郎 石橋 英夫 大和田道之 田後 光明 手島 博史 中原 益生

米原 義幸 角 宏二 岸本 浩 小林 茂 遠藤 安夫 白石 治子

高本 政明 三神 守男 西山 賢樹 福本 一敬 麻野 寿彦

とび

とび作業

瀬戸口久称

4 単一等級技能検定合格者

路面標示施工

溶融ペイントハンドマーカ－工事作業

松本 敏宏 坂本 勝義 岡田 協寿 岸 雅之

加熱ペイントマシンマーカ－工事作業

三田 浩司 生田 晴児

塗料調色

調色作業

石原 克彦 入江 徳夫

産業洗浄

高圧洗浄作業

大川 貴博 福安 正知 平田 和弘

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式によるシステム開発実証に係るプロジェクト管理コンサルタント委託業者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 電子自治体推進実証事業による開発実証に係るプロジェクト管理コンサルタント業務委託
- (2) 業務内容 電子自治体推進実証事業により開発し、実証を行う複数の市町村を対象とした統合連携システムについての設計、開発及び実証の内容に関する助言、開発等の進行の支援等を行うものである。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成16年3月31日まで
- (4) 委 託 料 13,000千円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、平成15年10月7日から同月21日までの間に鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者又は同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、別に設置する審査会において、下記の事項において行う。

- (1) 共同アウトソーシング事業の実現に向けた統合連携システムの設計及び開発に関する提案
- (2) 鳥取県における共同外部委託の実現及び利用の促進に向けた提案
- (3) 本開発事業の作業の工程に関する提案
- (4) 本件業務に係る実施体制
- (5) 自治体への共同外部委託の導入についてのコンサルタント業務等の本件業務に関連した業務の実績
- (6) 業務委託経費の見積額

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課 電子県庁担当

電話 0857 - 26 - 7613

(2) 企画提案募集要領の交付

企画提案募集要領は、平成15年10月7日(火)から同月14日(火)までの間にホームページ(<http://db.pref.tottori.jp/gyouseihp.nsf/>)から入手するものとする。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

持参又は郵便によること。(なお、郵便による提出は、書留郵便によること。)

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

平成15年10月15日(水)午後5時

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は郵便によること。(なお、郵便による提出は、書留郵便によること。)

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成15年10月21日(火)午後5時

5 契約の締結

3により最も優れた企画提案書として選定されたものを提出した者と契約締結の交渉を行う。

6 その他

詳細は、企画提案募集要領による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 白兔養護学校校舎造成工事

(2) 工事場所 鳥取市白兔

(3) 工事内容

本件工事は、白兔養護学校の校舎用地の造成工事を行うものである。

(4) 工事の詳細

土 砂 掘 削 $V = 51,809\text{m}^3$

側 溝 工 $L = 918.9\text{m}$

集 水 樋 $N = 24\text{基}$

落石防護柵 $L = 140\text{m}$

(5) 工 期 着工日から280日間

(6) 予定価格 267,591,450円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- エ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- オ 平成15年10月7日（火）から同月17日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- カ 平成15年4月1日（火）から同年10月17日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- キ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格し、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項の規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

入札参加資格告示4による資格決定通知に記載された一般土木工事における総合点数が1,100点以上であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年10月7日（火）から同月17日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年10月7日（火）から同月17日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内） |
| 八頭郡郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課 |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課 |

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成15年10月17日(金)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857 - 26 - 7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(2)のキに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置することを求める。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 管理技術者にあつては、2の(2)のキの(イ)に掲げる基準を満たす者であること。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量 鳥取県警察本部新庁舎事務機器類(机、椅子、戸棚等) 一式

2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成15年9月24日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社衣笠商会鳥取支店 鳥取市商栄町110 - 6
5 落 札 金 額	54,789,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入 札 公 告 日	平成15年8月5日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県出納局出納課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量	電子部品超微細域成分試験装置 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成15年9月25日
4 落札者の名称及び所在地	鳥取科学器械株式会社 鳥取市商栄町251 - 13
5 落 札 金 額	46,935,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入 札 公 告 日	平成15年8月12日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県出納局出納課 鳥取市東町一丁目220